

部分供給の見直しを踏まえた対応について

2024年5月8日

資源エネルギー庁

部分供給に係る議論を踏まえた今後の対応について

- 前々回（第72回）の本小委員会において、卸電力市場が機能するまでの**当面の対策**として、**旧一般電気事業者に対応を求めるものとして措置された部分供給**について、新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大等の**環境変化や制度趣旨にそぐわない活用が疑われる事例が確認**されたことを踏まえた、**部分供給の今後の扱いを御議論**をいただいた。
- この中で、部分供給について「**当面の対策**」としての役割を終えたと評価する点や**制度趣旨にそぐわない活用を防止すべき**である点については、賛同の御意見を多数いただいております、前回資料の方針に沿って、**4月19日より部分供給に関する指針の改正案についてパブリックコメントを実施中**。
- 一方で、前回の御議論においては、いわゆる再エネ電源を活用したオフサイトPPAを行うに当たり、本来の制度趣旨とは異なり、また、代替手段は確保されているものの、**実態として部分供給を活用している事例（需要家のニーズ）があることに考慮が必要**ではないか、といった趣旨の御指摘もあった。
- この点については、市場環境が変化する中で負荷追随供給等に係る競争についても活性化を促す観点も考慮し、「**当面の対策**」として措置されてきた**部分供給とは別に、需要家が、一の需要場所において、1引込みにより2者（ないしそれ以上）の小売電気事業者から供給を受けることを希望する場合の扱い**（こうした供給を認める場合は、**公平性や需要家保護等を担保するためのルール**）について、速やかに検討を行うこととしてはどうか。
- なお、この検討に当たっては、例えば、以下に留意して検討を行うことが必要ではないか。
 - ① 需要家間又は、小売電気事業者間の**負担の公平性、需要家保護が図られる**こと。
 - ② 一般送配電事業者等の**実務的な対応**（システム変更等）が**可能**なものであること。
 - ③ 小売電気事業者に対して**制度的に不合理な条件を課さない**こと。

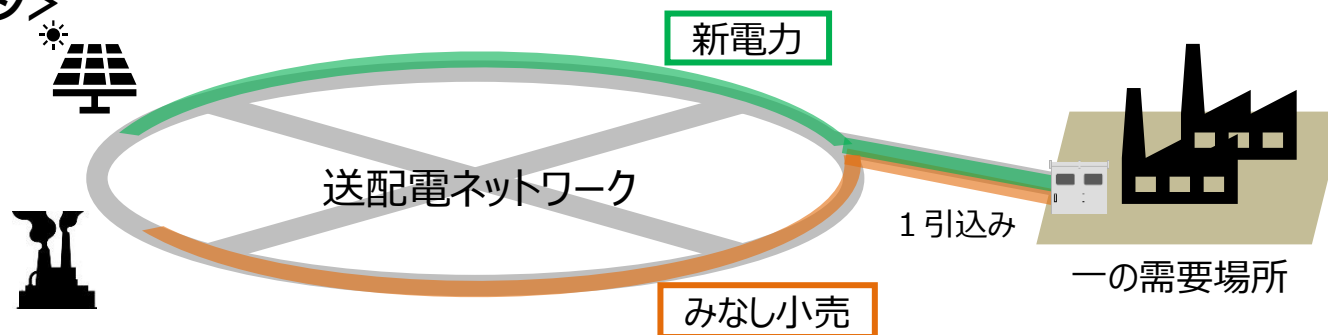
(参考) 前々回 (第72回) の本小委員会における委員・オブザーバーからの主な御意見

- ✓ 制度をうまく利用してクリームスキミングするという事業者の利用を排除すべきという点は大いに賛同。 通告時間の変更等で抜け道を塞ぐべきという事務局の対応も同意。
- ✓ 需要家からの要望で、従前契約していたみなし小売電気事業者からの供給を受けつつ、オフサイトPPAを活用していきたいという要望があったり、小売電気事業者が新規の再エネ発電所以外に、不足分を調達するという点に関して、長期的な契約でないと確保できないといった時に、必ずしもその調達がリスク含みで出来るかと言ったらそこまで体力のある事業者ばかりではないという観点もあるかと思う。
- ✓ 今回の提案は基本的に旧一電が受けなければならないという義務に関して少なくとも通告型部分供給については今後は義務を課さないということであり、既存契約についても契約更新のタイミングで少なくとも常時バックアップ並みに通告時間の変更を受け入れなければ断ってもよい、ということをしていっていると理解。
- ✓ 1 需要場所 1 契約という頑なな発想がずっとあり、色々な弊害を生んでおり、ある意味部分供給はその例外として、そういった発想から脱却する一歩として位置づけられ得るものだと思っている。せつかくそういった方向に進歩したものを否定する必要はなく、こういった類型は義務から外すということが実質的な部分供給の廃止に近いものだと思う。 いずれにせよ、制度を否定するのではなく、受けなければならないという義務をなくすという提案だと受け取ったし、理由としては制度自体がいけないということではなく義務づける必要がないという理由を説明してもらったのだと理解。
- ✓ 非対称的な制度をやめるということと理解した。導入当時は公正な競争の確保という観点から意義ある制度であったと思うが、その役割自体はもう終わったのであろうと思う。 今回、報告いただいた内容を見て、こういった活用のされ方を見ると、公正な競争の確保の観点から導入した制度が、逆に公正な競争の確保の観点から望ましくない利用のされ方になってしまっている。
- ✓ 再エネは出力変動があるので、そうしたものについて調達の用が小売電気事業者にあるということかと思うが、部分供給でやらなくとも、当時部分供給ができた2013年の時とは相当状況が違っており、市場調達も可能であり、あるいは卸供給を受けることも可能であるという中において、現在、部分供給のシェアが相当落ちてきたという構図があるのかと思う。
- ✓ 実際問題として部分供給というものがある種のゲーミングのオプションになってしまっているという報告もあったが、そうしたことがあるのであれば、すでに十分な手段があるわけであり、 現行の電気事業法の中でしっかり事業を営んでもらう形を作るということは重要だと思う。
- ✓ 部分供給の見直しの必要性として、制度趣旨にそぐわない通告型部分供給に対して制度的な措置を進めることには賛成。 一方で、部分供給そのものの廃止については、慎重な検討が必要ではないかと考える。

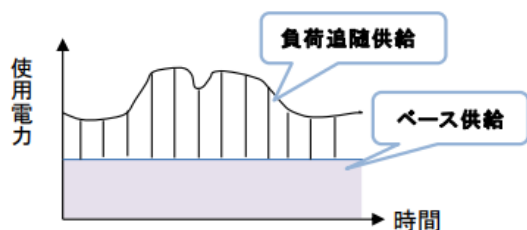
【参考】部分供給について

- 部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、ベース電源や夜間に活用できる電源など十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけた上で、旧一般電気事業者に対応を求めることとし、2013年に制度化されたもの。
- 具体的には、一需要家に対して、新電力単体では不足している供給量について、エリアのみなし小売電気事業者からの供給により賄い、両者の電気が物理的に区分されことなく、1引込みを通じて一体として供給される形態をいう。※高圧以上の需要家についてのみなし小売電気事業者に対応を求めている。

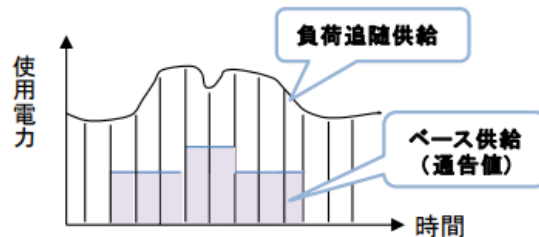
<部分供給イメージ>



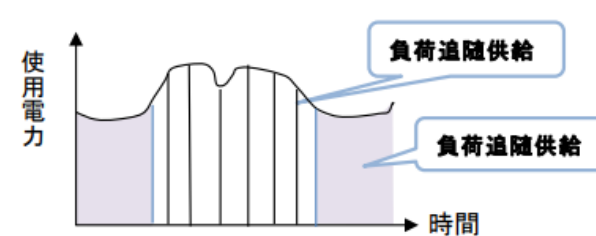
<部分供給の主な類型>



【横切り型】



【通告型】



【縦切り型】

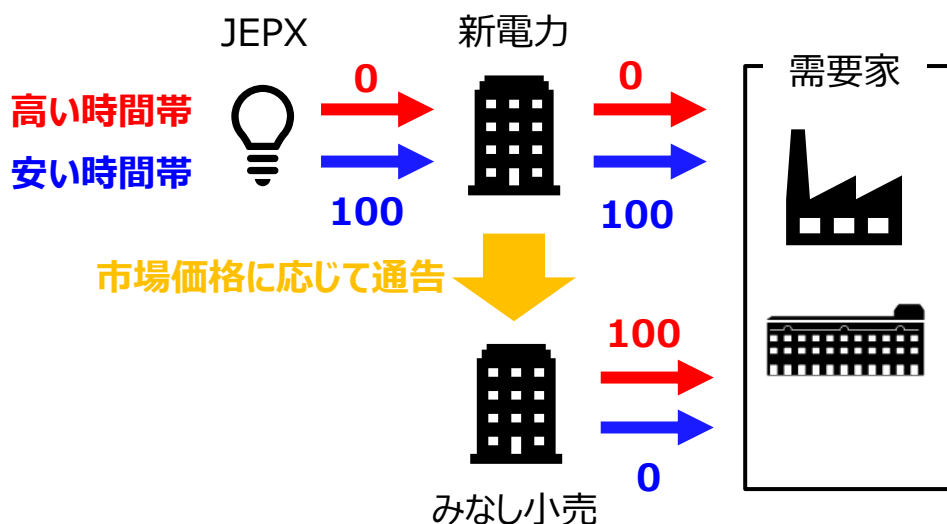
(参考) 第68回本小委員会 (2023/12/26) における委員からの御指摘

- ✓ 東日本大震災後、当時の観点では、競争環境上、イコールフットイングとして入れられてきた制度が、当時の目的とは異なる活用をされている例は他にもあるのではないかと思う。
- ✓ 例えば、常時バックアップや部分供給の緩和など、当時の想定と比べて、現在どのような活用をされているのかについて思うところがあるが、他にもクリームスキミング的な使われ方がされている例がないとは言えないと思う。
- ✓ こうした本来の制度趣旨を逸脱した制度利用を許すことは、結果的に利用者の負担増につながるので、システム改革の検証に当たっては、措置された制度の利用の現状を調査し、広域的な観点から、制度の改廃の要否について議論の場を作っていただきたい。

部分供給の制度趣旨にそぐわない活用が疑われる事例

- 第68回本委員会において、部分供給をはじめ、電力システム改革の検証に当たり、**競争環境のイコールフットイングを図る観点から導入された仕組み**について、調査をすべきとの御指摘をいただいた。
- これを踏まえ、事務局において、みなし小売電気事業者各社へのヒアリング等により調査を行ったところ、**複数のエリアにおいて、部分供給の趣旨にそぐわない活用が疑われる事例を確認した。**
- 具体的には、**通告型の部分供給**を活用し、以下の様な取引が行われている事例が確認された。
 - ① JEPXの**価格が安い時間帯は、新電力から全量を供給する通告を行い、**
 - ② JEPXの**価格が高い時間帯は、みなし小売電気事業者に全量供給を求める通告**
- こうした事例の中には、上記スキームを活用することで、**電気料金負担を最小化することが可能である旨を顧客に説明を行っている**とみられる案件も確認されている。

<制度趣旨にそぐわない活用が疑われる事例>



■ 事例 A

JEPXエリアプライスが安いコマは、新電力が供給しているコマが多い傾向があり、JEPXエリアプライスが高いコマは、連続した長時間のコマに亘り、新電力からの通告値が0 kWhとなる事例。

■ 事例 B

JEPXエリアプライスが安い日は、新電力の供給が多い傾向があり、JEPXエリアプライスが高い日は、1日の新電力からの通告値が全日で0 kWhとなる事例。

■ 事例 C

JEPXエリアプライスが安い期間のみ全量供給を通告し、本来ベース供給側であるみなし小売電気事業者の供給が長期間（数か月）に亘って0 kWhとなる事例。

部分供給の今後の扱いについて

- 部分供給は、ベース電源や夜間に活用できる電源が不足しているといった新電力の事業実態に配慮するため、卸電力市場が機能するまでの当面の対策として、みなし小売電気事業者に対応（※）を求めたもの。
※「適正な電力取引についての指針」において、みなし小売電気事業者が部分供給を拒絶することは、需要家が当該みなし小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、新電力の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独禁法上違法となるおそれがあると規定されている。
- 他方で、足下では、①ベースロード市場創設や旧一般電気事業者の内外無差別な取引の進展等による新電力のベース供給力へのアクセス機会の拡大、②卸電力取引所の取引量の増大等による供給力調達の自由度の向上、③部分供給を活用する新電力が限定的であること、を踏まえれば、部分供給は「卸電力市場が機能するまでの当面の対策」としての役割を果たしたと考えることが適当ではないか。
- こうした環境変化を踏まえれば、部分供給については、原則廃止する方針とし、今後、経過措置の要否や電気事業法上の扱いを含め、廃止に向けた制度的な検討を進めることとしてはどうか。
- その上で、制度趣旨にそぐわない活用が見受けられる通告型の部分供給については、①現在のJEPXの取引量を踏まえれば、新電力が一定量の市場調達を行うことは難しくないと考えられることに加え、②多くの新電力は部分供給を活用することなく事業を実施していることも踏まえ、部分供給に関する指針を改正し、以下の措置をとることとしてはどうか。
 - (i) 通告型の部分供給は、今後、新たな受付けを行わない。
 - (ii) 既に通告型の部分供給が行われている案件については、当面^{注1}、通告型の活用継続を認めた上で、契約更新等の新電力の事業運営に過度な負担とならないタイミングで、通告時間の見直し（例えば、常時BUと同様に前日午前9時とすることが考えられる^{注2}）を求める。

注1：部分供給そのものを廃止する場合の経過措置の要否は上記の通り別途議論。

注2：上記の通告時間はあくまで例示であり、新電力が実務的に対応可能な範囲において、スポット市場の入札期限よりも前に通告期限を設定するなど、双方の合意の下で設定されることが求められる。

※「適正な電力取引についての指針」の関係部分については、公正取引委員会において、制度の動向や市場環境等を踏まえて対応を検討。

今後の進め方について

- 通告型の部分供給の廃止については、以下のスケジュールで対応することとしてはどうか。

<スケジュールのイメージ>

- 4月中旬頃 部分供給に関する指針の改正案のパブリックコメント開始
- 5月中旬頃 パブリックコメント終了
- 5月下旬～6月上旬頃 改正後の指針を施行
⇒改正日以降、

①通告型部分供給の新規契約の受付停止

②契約更新時等に既存契約の通告時間の見直し（※）

※部分供給に係る契約の多くは、年度更新であるため、実体的な契約の見直しは令和7年度になることが想定される。（それ以前の契約変更を妨げるものではない。）

(参考) オフサイトPPAにおける小売供給について

- 再エネ等を活用したオフサイトPPAにおいては、小売電気事業者は、需要家に対し、①**発電設備を有する事業者から購入した電気**に、②**卸市場等で調達した電気を加え**、**需要家の需要に合わせた量の電気を供給**することとなる。
- 上述の形態は、**需要家1者に対して小売電気事業者1者が供給**するものであり、**需要家1者に対して小売電気事業者2者**（新電力と当該エリアのみなし小売事業者）**が一体として供給する部分供給とは、異なるもの**。
- このため、部分供給を廃止した場合も、上記のような**再エネの変動分を供給するスキームは引き続き活用可能**であり、需要家が主導する**再エネの活用の妨げにはならない**。

<オフサイトPPAのイメージ>

